

外務省行政文書管理規則の改正について

<機密区分について>

秘密情報に「機密」、「極秘」、「秘」といった3つの区分を設けて保護することは国際的標準であり、日本政府としてもそのような3区分を設定し、情報保護協定の締約国政府との間で、対応する秘密区分に基づき実質的に同等な保護を与えることを規定している。

* 我が国は現在までに4カ国政府及び1機構（米、英、豪、仏、NATO）との間で情報保護協定を締結している。

（例）日米 GSOMIA（現行協定）

アメリカ合衆国	日本国
Top Secret	機密 / 防衛秘密（機密）
Secret	極秘 / 防衛秘密
Confidential	秘

日本政府において「機密」に相当する区分がなくなれば、外国の Top Secret に相当する情報の保護措置が存在しないこととなり、外国から Top Secret 相当の情報が提供されなくなる可能性がある。

また、日本政府が外国政府に提供する極秘文書のうち、通常の極秘文書よりも高い保護を与えることが必要と日本政府が判断する情報について「機密」と表示を行うことによって、外国における Top Secret 相当の保護措置を確保することが可能となる。

外国政府との重要な情報の共有及び適切な保護を確保するとの観点から、各省の行政文書管理規則において、極秘文書のうちの上位区分として「機密」文書の区分を設け、国際標準に倣い、3つの秘密区分を維持することが必要である。